

## コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1.	<p>経営実態を適切に開示する観点から、施行規則別表の改正案に賛成です。</p> <p>但し、「コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）」は、主要損益の科目（指標名）としては長すぎます。当該科目が、今後、早期警戒制度における重要な指標になることを踏まえれば、当局において、適切な名称（分かりやすく、適度な文字の大きさとセルに収まるような新たな名称）を付けて頂くことを希望します。</p> <p>業界内では「コアコア業純」などと呼称しているようですが、「実力業務純益」でも「本業純益」でも結構です。実質業務純益やコア業務純益でも、それが何を表しているのか、一般の人には分かりません。当該科目についても、定義を注記させることで足りると思います。一般の人がイメージしやすく、適度な文字の大きさと表せるような適切な名称を付けて頂くことを希望します。</p>	<p>「投資信託解約損益」は、「有価証券利息配当金」中の一項目として、「コア業務純益」を構成しており、こうした現行定義による「コア業務純益」は、現在、広く定着しているものと考えています。</p> <p>今般の改正は、現行定義に基づく「コア業務純益」を維持しつつ、「投資信託解約損益」のみを除く指標を新設するものであり、「コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）」の表記が、端的に改正後の指標の内容を表していると考えています。</p>
2.	<p>主要な業務の状況を示す指標として記載する事項について、業務純益に一般貸倒引当金繰入額を加算した額に対して「実質業務純益」、「実質業務純益」から国債等債券損益を減算した額について「コア業務純益」という名称が設定されている一方で、「コア業務純益」から投資信託解約損益を減算した額に対しては名称が設定されておらず、平仄が合わないものと思われます。</p> <p>このため、以下「1.」、「2.」のいずれかの方法で、平仄を合わせてはどうかと考えます。</p> <p>1. 「実質業務純益」、「コア業務純益」、「コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）」について以下の名称に変更</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「実質業務純益」→「業務純益（一般貸倒引当金繰入額を加算した額。）」</li> <li>・「コア業務純益」→「業務純益（一般貸倒引当金繰入額を加算し、国債等債券損益を除いた額。）」</li> <li>・「コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）」→「業務純益（一般貸倒引当金繰入額を加算し、国債等債券損益、投資信託解約損益を除いた額。）」</li> </ul> <p>2. 「コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）」について、「実質業務純益」や「コア業務純益」のように、「〇〇業務純益」という名称を新しく設定する。</p>	
3.	<p>「コア業務純益（除く投資信託解約損益）」算出のため、「コア業務純益」から控除する「投資信託解約損益」は、「コア業務純益」に含まれる投資信託解約損益であって、「日銀報告（決算関連計数調査表）」「5.」の「投資信託解約益等」と同一と理解してよいか。（既算出計数の名称との差異があることから、同一計数であることを確認するもの。）</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
4.	<p>開示項目とされる「業務純益」「実質業務純益」「コア業務純益」の定義は当局宛に報告する決算速報と同様と考えればよいか。</p>	<p>ご理解のとおり、開示項目とされる「業務純益」「実質業務純益」「コア業務純益」の定義は、決算速報又は決算状況表におけるこれらの項目の定義と同様です。</p>
5.	<p>「コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）」の考え方について確認したい。  投資信託解約損益は、一般的に、「有価証券利息配当金」と「国債等債券償還損」に計上されているが、このうち、「有価証券利息配当金」はコア業務純益に含まれるが、「国債等債券償還損」はコア業務純益に含まれていない。  このため、「コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）」を計算する際には、「コア</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

	<p>業務純益」から、「有価証券利息配当金」に計上された投資信託解約損益を差し引くという理解でよいか。</p>	
6.	<p>銀行法第 21 条の事業報告関連の改正とされているが、今後当局モニタリングの重要 KPI とするのであれば、銀行法第 22 条の事業報告の「財産および損益の状況」や金融商品取引法における有価証券報告書の「主要な経営指標等の推移」においても、同様の情報を記載するようにすることで、各ステークホルダーにとっては、より早期に情報を入手出来ることになり有用なのではないか。特に投資信託解約損益は、現状の公表情報のどこからも読み取れない情報であるため、広くディスクローズする方向で検討しても良いのではないか。</p> <p>なお、損益計算書における投資信託解約損益の取扱いについて、各行によって表示科目のバラつきが生じているものと理解している。今回の改正を契機に、当該実務上の混乱についても整理されることを期待したい。</p>	<p>銀行法第 22 条に基づく事業報告及び附属明細書の「財産および損益の状況」や金融商品取引法第 24 条に基づく有価証券報告書の「主要な経営指標等の推移」は、会社法上の計算書類などと整合的な形で、「経常収益」、「経常利益」等を開示項目としています。</p> <p>一方、銀行法第 21 条の「業務及び財産の状況に関する事項」は、銀行の業務等に関する説明書類として、「業務粗利益」、「業務純益」及び「コア業務純益」等を開示項目としており、両者は異なる損益の表示体系となっています。</p> <p>ご指摘の「コア業務純益」等の指標を銀行法第 22 条に基づく開示項目に追加することについては、他の開示項目との整合性や開示の継続性、追加に伴う実務負担や便益等に十分に留意しつつ、今後検討していきます。損益計算書における投資信託解約損益の取扱いについても、今後の参考とさせていただきます。</p>
7.	<p>個別ではなく全体的な意見となるが、銀行については不動産関係事業の取扱いが可能であれば、この開示も行わせるようにすべきであると考えます。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

以 上